

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人加藤礼敏の上告趣意は、憲法三三条違反を主張するけれども、法定の除外事由が認められないで麻薬を所持していることを現認して、現行犯人として逮捕したものである以上、もとよりその逮捕は適法であつて、その麻薬所持を現認するに至つた事情のいかんは何ら影響がない。されば被告人が当時現行犯人に当たらないものであるとの主張を前提とする所論違憲の主張は、その前提を欠き適法な上告理由に当たらない。また記録を調べても刑訴四―一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四―四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年四月三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一